

第3章 「緑確保の総合的な方針」

1 方針の枠組み

(1) 方針の概要

① 目的

「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とします。

② 位置付け

「戦略ビジョン」に示した、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、区市町村と合同で戦略的に緑を保全していきます。

「都市計画公園・緑地の整備方針」(都・特別区・市町合同策定、施設整備の観点から取りまとめ)と車の両輪となって、主に既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。

③ 計画期間

令和11年度まで

ただし、取組結果や新たな施策展開の進捗を方針に反映させていくため、5年程度経過した時点で、確保することが望ましい緑のリスト等の修正を行う予定です。

④ 対象とする区域及び緑

現在、緑が失われつつある地域を中心とした、島しょ部を除く、東京都全域を対象区域とします。

対象となる緑は、主に人間の生活との関わりの中で育まれてきた樹林地や、農地、草地、敷地内の緑(建築物上緑化を含む。)等とします。

(2) 方針策定の視点

① 自治体の枠を超えて共同で取り組む

今日では、緑は都と区市町村の共通の課題となっており、問題を共有化し、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組の質を高めていくことが求められます。

東京の緑の確保という共通目標に対し、都と区市町村とが共同して取り組みます。

② 都・区市町村が検討する共通の図を持つ

地理情報システム(GIS)を活用し、緑の量だけでなく、地形の成り立ちとの関係や歴史・文化との関わりなど、緑の質に着目して分類し、都・区市町村が検討する共通の図を作成し、具体的にどのような取組をしようとしているのか、地域像を把握できるようにします。

③ 確保することが望ましい緑を明示する

民有地の緑を保全するためには、その地域において緑が、現在、どの程度重要であるかの判断と確保の可能性を検討することが必要です。

これらは、社会経済や財政、法制度の状況によって変化することが考えられますが、本方針では、保全の担保性の異なる様々な保全手法の検討や、計画期間にとらわれずに保全を目指す確保候補地の抽出など、緑の確保を幅広く捉え、今後確保することが望ましい緑を明らかにします。

④ 特徴的な施策を提示する

都市において緑の豊かさを実感できるようにするためには、既存の緑を確保するとともに、まちづくりのあらゆる場面において緑に配慮する必要があります。

本方針では、緑の保全や創出に寄与する東京ならではの特徴的、積極的な施策を提示していきます。施策の推進に当たっては、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して取り組みます。

(3) 系統分類による緑の把握

答申では、東京の緑の全体像を次のように述べています。

○骨格のみどり

東京のみどりの骨格として、面的なみどりの広がりのみどりの軸があり、自然地形を主体として都市に定着し、東京を象徴する存在となっている。

面的なみどりの広がりとしては多摩西部からJR武蔵野線の間では、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園などが、JR武蔵野線の東側では、広く展開する農地や大規模な都市公園などが、区部中心部では、皇居や明治神宮などの大規模な緑地が、主な構成要素となっている。

また、みどりの軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地、幹線道路沿いの街路樹、軌道緑化のみどりなどが東京を貫いている。

○地のみどり

骨格以外に、地のみどりとして、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりが様々な規模で都内全域に点在している。

① 系統分類の意義

これまで、東京の緑の状況は、航空写真などを活用した「緑被率」、「みどり率」などにより把握されてきました。この方法は、全体の量の変化を理解するには適していますが、どのように立地している緑なのかを把握することはできません。

また、東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を超えてつながっている場合も多くあります。

このような緑の特性を理解しやすくするために、本方針では、丘陵地、崖線、屋敷林、農地等のように日頃認識される既存の緑を「系統」という考え方で分類しています。

② 系統分類とは

系統は、長年にわたって地域に育まれてきた、次のような「水と緑の資源(水面や樹林地を含む区域)」を指しています。

- ① 水と緑のネットワーク形成に資するもの
(丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など)
- ② ①と連続し、かつて存在したもの
(開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など)
- ③ ①②以外で歴史的に地域に尊重されているもの
(歴史的な街道の並木、屋敷林、社寺林など)

系統に分類することで、新しく植栽された緑とは別に、地形なりの緑や歴史文化に根ざした緑を、保全の対象として認識することができます。

また、系統ごとの課題や保全のための方法について、整理し理解することが容易になります。

③ 系統の説明

■山地

地形に即した区域

■丘陵地

地形に即した区域

■崖線

地形に即した区域

■平地林

山地、丘陵地など地形による系統以外で面積1ha以上の自然林・二次林

■河川

都市計画河川の範囲及び都市計画河川以外の河川は水面の両岸からおおむね4mの範囲

■上水・用水・水路等

「東京の土地利用 平成28年東京都区部・平成29年多摩・島しょ地域（東京都都市整備局）」における水面

■湧水

「東京の湧水 湧水マップ 平成31年3月（東京都環境局）」における湧水

■社寺林

宗教法人として登録された神社や寺の敷地のうち、1,000㎡以上の一団の樹林地

■屋敷林

屋敷を取り囲むように形成された1,000㎡以上の樹林地及び1,000㎡未満であっても、由来や樹種などから「歴史的に地域に尊重されている」と認められるもの

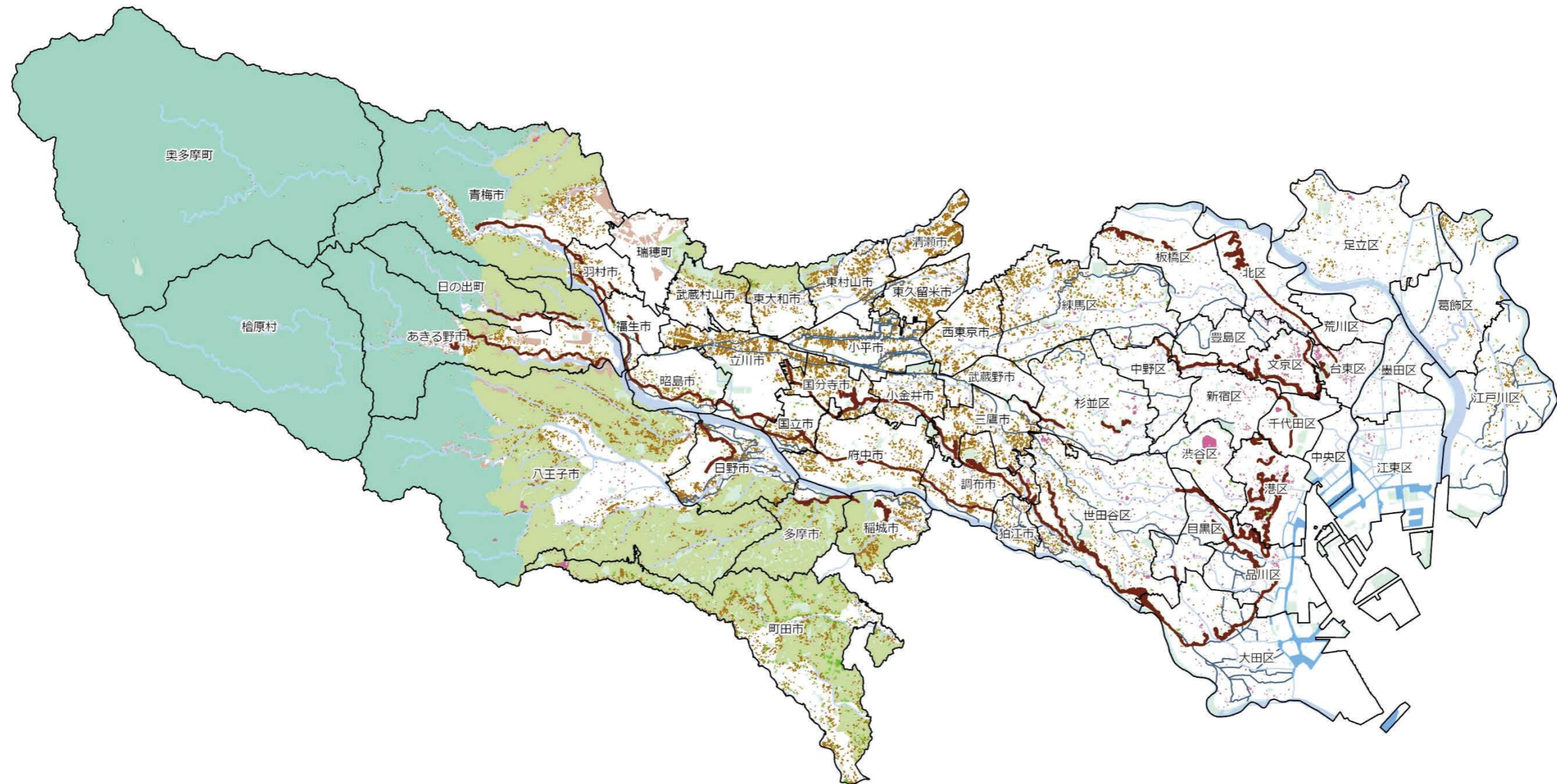
■農地

市街化調整区域内農地、市街化区域内農地のうち生産緑地及び一団のまとまりのある農地群

■その他の緑・オープンスペース

ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しないその他の一団の緑のまとまり及びオープンスペース

緑の系統図



凡例

- | | | |
|-----|--------|-------|
| 山地 | 上水・用水等 | 区市町村界 |
| 丘陵地 | 社寺林 | 公園等 |
| 崖線 | 屋敷林 | 運河等 |
| 平地林 | 農用地区域 | |
| 河川 | 生産緑地 | |

